

## 水第4号議案

### 横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 雑則（第37条 第41条）」

を

「第6章 技術者による布設工事の監督（第36条の4・第36条の5）」

第7章 水道技術管理者の資格（第36条の6）」

第8章 雑則（第37条 第41条）」

に改める。

第3条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 水道施設法第3条第8項に規定する水道施設をいう。

第3条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

第6章を第8章とし、第5章の次に次の2章を加える。

第6章 技術者による布設工事の監督

( 技術者による監督を必要とする水道の布設工事 )

第36条の4 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

( 布設工事監督者の資格 )

第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 規則第9条各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

## 第7章 水道技術管理者の資格

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則第14条各号に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法令の整備に伴い、技術者による監督を必要とする水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定めるため、横浜市水道条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

目次

（第1章から第5章まで省略）

第6章 技術者による布設工事の監督（第36条の4・第36条の5）

第7章 水道技術管理者の資格（第36条の6）

第8章 雑則（第37条 第41条）  
第6章

（付則省略）

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 規 則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

(4) （本文省略）

(3) (5) 水道施設 法第3条第8項に規定する水道施設をいう。

(6) （本文省略）

(4) (7) （本文省略）

(5) (8) （本文省略）

(6) (9) （本文省略）

(7) (7) （本文省略）

第6章 技術者による布設工事の監督

（技術者による監督を必要とする水道の布設工事）

第36条の4 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工

事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

( 布設工事監督者の資格 )

第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を

有する者

- (6) 規則第9条各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第7章 水道技術管理者の資格

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則第14条各号に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第8章 雑則  
第6章

水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる

場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

- 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水道技術管理者）

第19条 （第1項及び第2項省略）

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。